

フロン類指定引取場所向け

電子計算機を用いた電子マニフェストシステムの使用に関する規約

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「JARC」といいます。)は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以下「自動車リサイクル法」といいます。)第115条に基づく報告管理事務等の業務をより円滑かつ確実に実施するため、これまでの規約(以下「旧規約」といいます。)を改正し、新たに「フロン類指定引取場所向け 電子計算機を用いた電子マニフェストシステムの使用に関する規約」(以下「本使用規約」といいます。)を定めます。

第1条(目的)

本使用規約は、自動車リサイクル法第82条に規定される移動報告の管理業務を実施するためのシステム(いわゆる「電子マニフェスト」に係るシステム。以下「本システム」といいます。)機能の利用に関する条件を定めるものであり、使用事業者とJARCとの間における適正な運用と法令遵守を確保することを目的としています。

第2条(用語の定義)

1. 本使用規約において使用する用語の定義は、本使用規約において特に定める場合を除き、自動車リサイクル法及び関連法令の定めるところによるものとします。
2. 「使用事業者」とは、自動車メーカー・輸入業者(以下「自動車メーカー等」といいます。)がフロン類の指定引取場所として指定した事業者であって、本使用規約に基づいて本システムに登録された者をいいます。
3. 「ウェブサイト」とは、JARC、一般社団法人 自動車再資源化協力機構、自動車破碎残さリサイクル促進チーム、豊通リサイクル株式会社 ASR再資源化事業部により運営される「自動車リサイクルシステム ホームページ(<https://www.jars.gr.jp/>)」をいいます。

第3条(法令の遵守)

使用事業者は、自動車リサイクル法及び関連法令を遵守するものとします。

第4条(登録申込)

使用事業者として本システムへの登録を希望する者は、本システムの内容その他本使用規約に定める事項を了解の上、所定の申込書及び必要書類を添付して、自動車メーカー等を経由してJARCへの申込を行うものとします。

第5条(本システムへの登録及びユーザーIDの付与)

前条に基づく申込に対しJARCは、以下の第1号及び第2号に定める事項を確認の上、当該申込者を使用事業者として本システムに登録し、これにより申込を承諾したものとします。本システムへの登録完了後、JARCは、当該申込者に対し、本システムにログインするために事業所ごとに付与されるユーザーIDを自動車メーカー等を経由して所定の方法で通知するものとします。

- (1) 当該申込者が自動車メーカー等とフロン類の指定引取場所に関する契約を締結していること
- (2) 第4条に基づき提出された申込内容及び必要書類に不備がないこと

第6条(使用期間)

本システムの使用期間は、使用事業者が本システムに登録された日を起算日として、使用事業者が自動車メーカー等及び使用事業者との間で締結する契約期間に準ずるものとします。また、自動車メーカー等及び使用事業者との契約が更新された場合、本システムの使用期間も当該契約の更新期間に準じて自動的に延長されるものとします。

第7条(登録内容の変更)

使用事業者は、氏名又は名称、住所、代表者の氏名(法人である場合)、事業所の名称、事業所の所在地、電子メールアドレス、並びに電話番号等の登録内容に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を自動車メーカー等を経由して JARC 所定の方法により届け出るものとします。

第8条(譲渡禁止等)

使用事業者は、JARC の事前の承諾がない限り、本使用規約に基づく権利義務又は本使用規約上の地位を第三者に対して譲渡又は処分してはならないものとします。

第9条(本システムの内容)

1. 使用事業者は、自動車リサイクル法の規定に基づき、移動報告を行う際に電子計算機を用いて本システムを使用することができます。
2. 使用事業者は、移動報告の内容に過誤のあった場合、速やかに電子計算機を用いて本システムを使用し、移動報告内容の修正又は取消手続を行うものとします。ただし、過誤の内容により、JARC が定める書類の提出が必要となる場合や、移動報告の修正又は取消ができない場合もあります。
3. 使用事業者が本システムを使用するに際しての詳細事項は、別途発行するマニュアルに従うものとします。

第10条(本システムの使用に係る注意事項)

1. 使用事業者は、JARC がウェブサイトに表示する日程及び時間帯において、電子計算機を用いて本システムを使用することができます。ただし、JARC は、本システムの運営設備の保守、点検、変更又は不正アクセス防止措置等やむをえない事由により本システムの運用を停止することがあります。
2. 使用事業者は、ユーザーID 及びパスワードを自らの責任において厳重に管理するものとします。使用事業者は、自己のユーザーID 又はパスワードが第三者に不正に使用されるおそれがある場合若しくは当該ユーザーID 又はパスワードを失念した場合、速やかに JARC に連絡の上、その指示に従うものとします。

第11条(本システム使用に係る技術基準)

1. 使用事業者は、本システムを使用するに際して、JARC がウェブサイトに表示する技術基準を満たす機器・設備及びソフトウェアを使用事業者の負担において準備し、これらの機器等を適正に維持・管理するものとします。
2. JARC は、技術基準を変更する場合、ウェブサイトで変更内容を表示することで、使用事業者

に対して係る変更の通知を行うものとし、この場合、使用事業者は速やかに変更後の技術基準に対応するものとし、

第12条(本システム使用の一時停止及び登録の抹消)

1. JARC は、使用事業者が以下の各号のいずれかに該当した場合、適切な調査を経た上で、当該使用事業者による本システムの使用の全部若しくは一部を一時停止することができるものとし、
 - (1) 申込内容に虚偽があったとき
 - (2) 自動車リサイクル法又は関連法令に違反したとき
 - (3) その他本システムの運営に支障を及ぼすおそれがあると JARC が判断したとき
2. JARC は、前項の一時停止の原因となった事由が消滅したことが確認できた場合、一時停止措置を解除することができるものとし、
3. JARC は、使用事業者が以下の各号のいずれかに該当した場合、本システムへの登録を抹消できるものとし、
 - (1) 本使用規約第5条第1号に規定される自動車メーカー等とのフロン類の指定引取場所に関する契約が解除となった場合(更新しない場合を含む)
 - (2) 使用事業者自ら本システムからの登録抹消を、自動車メーカー等を経由してJARCに申し込んだとき

第13条(反社会的勢力の排除)

1. JARC は、使用事業者が以下の各号のいずれかに該当する者(以下「反社会的勢力」といいます。)であることが判明した場合には、適切な調査を経た上で、JARC 及び使用事業者間の本規約に基づく本システムの登録を解除することができます。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (4) 暴力団準構成員
 - (5) 暴力団関係企業
 - (6) 総会屋等
 - (7) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (8) 政治活動等標ぼうゴロ
 - (9) 特殊知能暴力集団
 - (10) その他前各号に準ずる者
2. JARC は、使用事業者が反社会的勢力と以下の各号のいずれかに該当する関係を有することが判明した場合には、適切な調査を経た上で、JARC 及び当該使用事業者間の本規約に基づく本システムの登録を解除することができます。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える等、反社会

的勢力を利用していると認められるとき

- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
 - (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
3. JARC は、使用事業者が自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、適切な調査を経た上で、JARC 及び当該使用事業者間の本規約に基づく本システムの登録を解除することができます。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いてJARCの信用を棄損し、又はJARCの業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
4. JARC が本条各項の規定により使用事業者との本規約に基づく本システムの登録を解除した場合には、当該使用事業者に損害が生じても JARC は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、係る解除により JARC に損害が生じたときは、当該使用事業者はその損害を賠償するものとします。

第14条(使用事業者情報・移動報告情報の開示)

JARC は、使用事業者が本システムの使用に関連して登録した情報又はその内容について変更の届出を行った情報、JARC から付与された本システムの使用に関する使用事業者情報及び使用事業者が行った移動報告の情報の開示請求を受けた場合、当該開示請求を行った者(開示請求者)に対して、下記の場合に限り開示できるものとします。

- (1) 当該使用事業者が同意している場合
- (2) 当該使用事業者の故意又は過失によって、当該開示請求者の権利が侵害されていると JARC が認めるに足りる相当の理由がある場合
- (3) 当該使用事業者情報が既に公知又は公用となっている場合
- (4) 法令に基づく場合

第15条(免責)

1. 使用事業者が第 7 条の規定に基づく通知を怠ったために、本使用規約に基づく JARC の当該使用事業者に対する通知が延着又は到達しなかった場合、当該延着又は到達しなかった通知は、通常到達すべき時点において到達したものとみなします。
2. 使用事業者から JARC に対して報告された情報と本システムに登録されている情報に相違があることが確認された場合、JARC は速やかに本システムに登録されている情報の訂正のために必要な措置を講じるものとしますが、係る措置を講じる場合を除き、JARC はその他一切の責任を負わないものとします。
3. JARC は、使用事業者が本使用規約第 9 条第 2 項に定める手続を行い、かつ移動報告の修正又は取消が可能である場合において本システムに登録されている情報の訂正を行う以外、本システムに登録されている情報の訂正に関する一切の措置を講じる義務を負わないものとします。また事由の如何を問わず、訂正が行われたこと又は行われなかったことにより、使用

事業者その他第三者に損害が生じた場合において、JARC は係る損害を賠償する一切の責任を負わないものとします。

4. 第三者によるユーザーID 及びパスワードの不正使用その他の事故があり、これに起因して使用事業者に損害が生じても、JARC は一切の責任を負わないものとします。
5. 天変地異その他の不可抗力、通信機器の障害(一時的なものであるか否かを問いません。)、使用事業者との間の電気通信回線(電気通信事業者の設備障害を含み、有線、無線であることを問いません。)の障害、インターネットサービスプロバイダーの役務提供に係る障害、コンピューターウィルスの介在、権限のない第三者による不当な本システムの使用又はインターネット閲覧のためのアプリケーションソフトの不具合等に起因して本システムの使用に関する誤処理がなされたことにより使用事業者に損害が生じても、JARC は一切の責任を負わないものとします。

第16条(損害賠償)

JARC は、使用事業者が所有するソフトウェア又はハードウェアに起因して、又は使用事業者の本使用規約に基づかない利用に起因して、本システムに支障が生じた場合、当該使用事業者に対して、損害賠償を請求できるものとします。

第17条(費用)

本システムの使用に際して第 11 条に定める技術基準を満たす機器・設備及びソフトウェアの準備並びに維持・管理に係る費用、インターネットへ接続するための通信に係る諸費用は使用事業者の負担とします。

第18条(準拠法)

本使用規約は、日本法を準拠法とします。

第19条(合意管轄裁判所)

本使用規約に関して JARC と使用事業者の間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第20条(規約の改定)

使用事業者は、本使用規約が JARC により必要に応じ改定されうることをここに了解するものとします。JARC は、改定された本使用規約をウェブサイトに表示することにより、その内容を使用事業者に通知するものとします。

第21条(効力発生日)

本規約の効力発生日は令和8年1月1日とし、旧規約は同日をもって失効するものとします。

なお、本規約は令和7年11月5日に作成されたものです。

以上